8　「予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$ ②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第321条の８第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。	［新設］
9　「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の６の７に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。	［新設］
10　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。	8　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）	**第二十号の三の二様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　別紙九十五　挿入］	［様式　別紙九十四　挿入］
第20号の３の２様式記載要領	第20号の３の２様式記載要領
1　この明細書は、内国法人が法第321条の８第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。	1　この明細書は、内国法人が法第321条の８第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。
［２～５　略］	［２～５　同左］
6　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑺の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表３）の⑯の欄の金額を記載すること。	6　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑹の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の⑯の欄の金額を記載すること。
7　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。	7　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
8　内国法人が法第321条の８第37項又は令和２年旧法第321条の８第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。	8　内国法人が法第321条の８第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。
第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）	**第二十号の四様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　別紙九十七　挿入］	［様式　別紙九十六　挿入］
第20号の４様式記載要領	第20号の４様式記載要領
1　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の８第38項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。	1　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。
［２・３　略］	［２・３　同左］